

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土づくり本部 農山漁村課

法令名	海岸法		法令の番号	昭和31年法律101号	
許認可等の種類	海岸保全区域の占用許可		根拠条項	海岸法第7条第1項	
審査基準	海岸保全区域の占用  海岸保全区域内及び一般公共海岸区域内で公共海岸の土地を占用しようとする者に対し、占用許可を行う場合には、海岸法の趣旨を踏まえ、下記要件に満たず場合に許可する。				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共用財産たる土地の用途又は目的を阻害しないこと</li> <li>・ 海岸保全施設の維持管理及び構造等に支障を及ぼさないこと</li> <li>・ 一般公衆の利用を阻害しないこと</li> <li>・ 海岸保全施設の整備計画に支障を及ぼさないこと</li> <li>・ 工作物を設置する場合は、安全な構造であること</li> <li>・ その他海岸の保全に著しい支障を及ぼさないこと</li> <li>・ 他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規則に従うこと</li> </ul>				
受付機関	農林事務所 土木事務所	処理機関	農林事務所 土木事務所	交付機関	農林事務所 土木事務所
		標準処理期間		30	日
		標準経由期間			日
					目次 NO